



金沢市公報

号外第 28 号

平成20年(2008年)8月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| | |
|--|-----|
| 目次 | ページ |
| 規 則 | |
| 金沢市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (玉川子ども図書館開設準備室) | 1 |
| 金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則 (職 員 課) | 1 |
| 教育委員会規則 | |
| 金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正す | |

| | |
|--|---|
| る規則 (教育総務課) | 2 |
| 金沢市図書館規則の一部を改正する規則 (玉川子ども図書館開設準備室) | 3 |
| 教育委員会訓令甲 | |
| 教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課) | 5 |
| 公平委員会規則 | |
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会) | 6 |

規 則

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年8月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第70号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市図書館条例の一部を改正する条例(平成20年条例第16号)の施行期日は、平成20年11月8日とする。ただし、同条例のうち、第2条及び第4条の改正規定の施行期日は、同年9月1日とする。

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第71号

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第1条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

「

| | | | |
|-------------------|-----------|---|---------------|
| 玉川子ども図書館 開設準備室 | 制服(上) | 1 | 巡回図書業務担当者に限る。 |
| 玉川図書館 泉野図書館 | 制服(上) | 1 | |
| | 作業服(上) | 2 | |
| | 作業服(夏)(上) | 4 | |
| | 防寒衣 | 1 | |
| | ゴム長靴 | 1 | |
| | 防寒長靴 | 1 | |

を

」

「

| | | | |
|----------|-----------|---|---------------|
| 玉川図書館 | 制服(上) | 1 | 巡回図書業務担当者に限る。 |
| 泉野図書館 | 作業服(上) | 2 | |
| 玉川こども図書館 | 作業服(夏)(上) | 4 | |
| | 防寒衣 | 1 | |
| | ゴム長靴 | 1 | |
| | 防寒長靴 | 1 | |

に

」

改め、同第2項の表各課及び出先機関共通の項中「玉川こども図書館開設準備室、」を削り、「及び泉野図書館」を「泉野図書館及び玉川こども図書館」に改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2 教育委員会の事務部局の項中「課長 玉川こども図書館開設準備室長」を「課長」に、「図書館長」を「図書館長 玉川こども図書館副館長」に改める。

(金沢市財務規則の一部改正)

第3条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、玉川こども図書館開設準備室」を削り、「泉野図書館」の次に「、玉川こども図書館」を加え、同条第3号中「市立病院事務局次長」の次に「、玉川こども図書館にあっては玉川こども図書館副館長」を加える。

第57条第1項第3号中「玉川図書館」の次に「、泉野図書館及び玉川こども図書館」を加え、「泉野図書館で取り扱う冊子の頒布に係る実費」を削り、同項第4号中「及び泉野図書館」を「、泉野図書館及び玉川こども図書館」に改める。

別表第1 甲表中

「

| | | | |
|-------|----|---------------------------|------|
| 泉野図書館 | 館長 | 文献複写及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
|-------|----|---------------------------|------|

を

」

「

| | | | |
|----------|-----|------------------------------------|------|
| 泉野図書館 | 館長 | 文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |
| 玉川こども図書館 | 副館長 | 文献複写、市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 |

に

」

改める。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第4条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、玉川こども図書館開設準備室長」を削り、「泉野図書館長」の次に「、玉川こども図書館副館長」を加える。

別表第1 契約イの表第2号の項中「玉川こども図書館開設準備室長、」を削り、「及び泉野図書館長」を「、泉野図書館長及び玉川こども図書館副館長」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第5条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市立病院事務局次長」の次に「、玉川こども図書館にあっては玉川こども図書館副館長」を加える。

(金沢市契約規則の一部改正)

第6条 金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号中「玉川子ども図書館開設準備室、」を削り、「及び泉野図書館」を「、泉野図書館及び玉川子ども図書館」に改める。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月29日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第13号

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 金沢市立玉川子ども図書館長印

別表金沢市立泉野図書館長印の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|----------------|-----|-----|-------------|-----------|---|------------------------|
| 金沢市立玉川子ども図書館長印 | 方20 | てん書 | 館長名をもってする文書 | 玉川子ども図書館長 | 1 | 金沢市立 玉川子ども 図書館長印 |
|----------------|-----|-----|-------------|-----------|---|------------------------|

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、市立工業高等学校教育改革推進室及び玉川子ども図書館開設準備室」を「及び市立工業高等学校教育改革推進室」に改め、「泉野図書館」の次に「、玉川子ども図書館」を加える。

第5条第4項中「館長補佐」の次に「、玉川子ども図書館にあっては副館長」を加える。

第10条中「及び泉野図書館」を「、泉野図書館及び玉川子ども図書館」に改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成13年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

| | | | |
|--|---------------------------|--|---|
| | キゴ山自然学習館 玉川子ども図書館開設準備室 | | を |
|--|---------------------------|--|---|

」

「

| | | | |
|--|----------|--|---|
| | キゴ山自然学習館 | | に |
|--|----------|--|---|

」

改める。

第4条の表玉川子ども図書館開設準備室の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月29日

●金沢市教育委員会規則第14号

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）を「、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）及び金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）」に改める。

第2条中「玉川図書館及び泉野図書館」を「図書館」に改め、同条の表を次のように改める。

| 区 分 | 施 設 |
|----------|--|
| 玉川図書館 | 公開ホール リスニングルーム 集会室 参考資料室 学習室 |
| 泉野図書館 | 一般図書コーナー 海外情報室 参考資料室 国連寄託図書コーナー 一般AVコーナー 対面朗読室 児童図書コーナー 児童AVコーナー 開架書庫 映像ホール 集会室 ビデオ編集室 スタジオ グループ活動室 アートロビー キッズスクエア |
| 玉川こども図書館 | 図書コーナー おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵 本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学 図書プラザ |

第3条の表に次のように加える。

| | |
|----------|--|
| 玉川こども図書館 | 1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間 |
|----------|--|

第4条第1項を次のように改める。

図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

| 区 分 | 開 館 時 間 |
|----------|---|
| 玉川図書館 | 午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあつては、午前10時から午後5時まで） |
| 泉野図書館 | 午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあつては、午前10時から午後5時まで） |
| 玉川こども図書館 | 午前10時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日以外の日において、読書交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室の使用を承認した場合にあつては、当該使用の承認に係る部分に限り、午後7時まで） |

第4条第2項を削る。

第10条第4号中「第16条第2項第1号の表に規定する」を削る。

第12条の表を次のように改める。

| 区 分 | 施 設 |
|----------|--|
| 玉川図書館 | 集会室 |
| 泉野図書館 | 集会室 グループ活動室 映像ホール スタジオ ビデオ編集室 アートロビー キッズ スクエア |
| 玉川こども図書館 | 読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 |

第16条の見出しを「(分館等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）第3条に規定する分館等の位置は、次のとおりとする。

(1) 金沢市立玉川図書館城北分館（以下「城北分館」という。） 金沢市小坂町西8番地11

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館（以下「近世史料館」という。） 金沢市玉川町2番20号

(3) 金沢市立平和町児童図書館（以下「平和町児童図書館」という。） 金沢市平和町2丁目8番7号

第16条第2項を削り、同条第3項中「分館及び児童図書館」を「分館等」に改め、同項の表を次のように改め、同項を同条第2項とする。

| 区 分 | 施 設 |
|----------|--|
| 城北分館 | 1 月曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日（こどもの日を除く。）並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間 |
| 近世史料館 | 1 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間 |
| 平和町児童図書館 | 1 火曜日（こどもの日に当たる日を除く。） 2 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（こどもの日を除く。） 3 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） 4 図書等特別整理期間 |

第16条第4項中「分館及び児童図書館」を「分館等」に改め、同項第1号中「金沢市立玉川図書館城北分館」を「城北分館」に改め、同項第2号中「金沢市立玉川図書館近世史料館」を「近世史料館」に改め、同項第3号中「金沢市立平和町児童図書館」を「平和町児童図書館」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「分館及び児童図書館」を「分館等」に改め、同項を同条第4項とする。

第18条中「、副館長」を「(玉川こども図書館にあっては、館長及び副館長)」に改める。

第19条の表玉川図書館の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

| | |
|----------|--|
| 玉川こども図書館 | 1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 6 学校図書館の支援に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 10 施設及び設備の維持管理に関する事項 11 その他玉川こども図書館の目的達成のために必要な事業に関する事項 |
|----------|--|

附 則

この規則は、平成20年11月8日から施行する。ただし、第18条の改正規定及び第19条の表に玉川こども図書館の項を加える改正規定は、同年9月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令甲第2号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正

する。

平成20年8月29日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

別表中「玉川図書館又は泉野図書館」を「図書館」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月29日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務部局の項中「担当室長」の次に「、副館長」を加え、同表の備考第3項中「及び「担当室長」を「、「担当室長」及び「副館長」に、「及び担当室長」を「、担当室長及び副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

| | | | |
|-------------------|-----|------------------|-----------|
| 平成20年(2008年)8月29日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成20年(2008年)8月29日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 120円 | 印刷所 | 石川県金沢市玉銚4丁目166番地 | (株) 共 栄 |